

回 答 書

令和 7（2025）年 1 1 月 1 2 日

件 名		令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託（黒磯地区）
No.	質疑事項	回答
1	「仕様書 8(4)定員」には、1 日あたりの定員 8 人程度とありますが、実際 8 人以上お預かりすることはありますか？ 人員配置では 5 人に対し 1 人以上の職員の配置が目安とあります。 当初より対象児童 1 0 人未満であれば職員 2 名の配置計画となりますが、1 0 名以上が常態化する可能性が高ければ 3 名以上の職員が必要となり、収支計画が変わってしまいます。	1 日あたり 8 人を超える受入れを依頼することについても想定しています。参考までに、現在の事業では、1 日あたり 6 ～ 1 0 人を支援している状況です。ただし、今後一時的に人数が 1 0 人を超えることも考えられます。 人員配置についてはあくまで目安となりますので、最低人員を確保した上で、支援に必要な職員数を見込んだ配置での計画をお願いいたします。
2	黒磯地区に該当する小中学校名、および支援が必要で受託対象となる生徒の総生徒数はどれくらいにのぼりますか？ こちらも人員配置計画と食事提供予算の算出根拠となりますのでご教示ください。	黒磯地区に該当する小中学校は以下の通りです。 小学校：黒磯小学校、稲村小学校、東原小学校、埼玉小学校、豊浦小学校、共英小学校、鍋掛小学校、大原間小学校、波立小学校、高林小学校、青木小学校 中学校：黒磯中学校、黒磯北中学校、厚崎中学校、日新中学校、東那須野中学校、高林中学校 令和 7 年 1 1 月 1 日現在、黒磯地区で支援対象としている生徒数は 2 1 名となります。なお、基本的に事業対象区域内の児童を対象としますが、家庭の事情等により事業対象区域外の児童（区域外通学等）が対象となる場合もあります。

次項へ続く

件 名		令和8年度那須塩原市要支援児童放課後応援事業業務委託（黒磯地区）
No.	質疑事項	回答
3	ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員について、週1日程度の配置計画でも加算分として算定は可能ですか？ 例えば、週1日または月1回の専門職のフォローでそれぞれ「加算分」からの支払いが可能な場合、ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員（公認心理師など）それぞれ職種により1日当たりの支払上限額の目安はありますか？	ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員について、勤務日数に制限は設けていないため、必要に応じた人員の配置を検討してください。ただし、ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員を配置した場合でも提案上限額は仕様書に示したとおりとなります。なお、ソーシャルワーク専門職員、心理療法担当職員等の職種による1日当たりの支払上限額の目安は設けていません。
4	上記、3が、例えば週1日程度では常勤職員とは言えず、加算分からの支払いが可能でない場合は「事業を実施するための人件費（基本分）」からの支払い、または管理費（謝金）として支払い処理となりますか？	委託料については、仕様書等において提案上限額のみを提示していますので、その金額内で収支計画を作成してください。なお、支払い処理については、法人の会計区分に基づき、適切な勘定科目で計上してください。

以上